

市 有 物 件 売 却 要 項

1. 売却物件

車 名	メーカー	登 録 番 号	型 式	年 式
ジムニー	スズキ	青森580 ほ9695	ABAー JB23W	平成28年5月

※令和7年5月30日まで車検有効。(ターボチャージャー等の取替必要)

車両の運搬、抹消、登録等の手続きに要する費用は落札者が負担すること。

2. 最低売却価格 車両金額 150,000円(消費税抜き)

※売買代金は、入札書に記載した金額に消費税(地方消費税含む)と、別途自動車リサイクル預託金額 9,010円を加算した金額となります。

3. 説明会の日時及び場所

日 時 令和 7年 5月16日(金) 午前10時00分

場 所 黒石市役所境松庁舎 1階 会議室

※説明会へ参加は、事前に財産管理室へ電話で申し込むこと。

4. 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和 7年 6月26日(木) 午前10時00分

場 所 黒石市役所 1階 入札室

5. 入札保証金

入札金額の100分の5以上

6. 契約書取り交わし時期

落札者決定の日から7日以内

7. 契約保証金

契約金額の100分の10以上

8. 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者
- (2) 市税の滞納がないこと。(黒石市納税義務者)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員に該当しない者

9. 参加申請

- (1) 入札参加希望者は、市有物件売却の一般競争入札参加申請書及び関係書類1部を提出し、入札参加資格を有することについて市長の確認を受けること。

なお、期限までに申請書及び関係書類を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 提出先

黒石市役所 1階 総務部総務課財産管理室 電話 52-2111 内線 142

(3) 受付期間

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）から

令和 7 年 6 月 2 日（月）まで

※土、日曜日及び祝日を除く。

(4) 受付時間

午前 8 時 1 5 分から 1 2 時まで及び午後 1 時から 5 時まで

(5) 提出方法

財産管理室へ直接持参すること。

(6) その他

- 1) 申請書及び関係書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書等は返却しない。
- 3) 提出された申請書等の内容について、別途その内容を聴取することがある。

10. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 6 月 1 7 日（火）までに決定し、通知をする。

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

- 1) 提出先 黒石市役所 1 階 総務部財産管理室
- 2) 提出期限 令和 7 年 6 月 1 9 日（木）正午まで
- 3) 提出方法 持参により提出する

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により速やかに回答する。

11. 物件引き渡し

売買代金完納後、現状のまま引渡しするものとする。落札者は引き渡しを受けた後、道路運送法に基づく抹消、登録等の手続きを速やかに行うものとする。

手続きを行った場合には抹消登録証明書の写し、新たな車検証の写しを提出するものとする。

また、引き渡し後早急に「交通安全教育車 黒石市」の名称を削除し、作業前及び作業後の写真を撮影し、黒石市に提出すること。これらの費用等は全て落札者の負担とする。

12. 入札手続き

- (1) 入札保証金は、入札前に市会計管理者に納付すること。
- (2) 代理人によって入札する者は、入札書に委任状を添付しなければならない。
- (3) 入札者は、入札用紙に入札物件、金額等を記入し、入札執行員に提出しなければならない。この場合、入札保証金の納付書を提出しなければならない。
- (4) 既に納付した入札保証金は、これを変更することが出来ない。
- (5) 次に該当する入札書は無効とする。
 - 1) 入札者として資格のない者の入札

- 2) 入札保証金を納付しない者の入札又は、所定の額に達しない者の入札
 - 3) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札
 - 4) 郵便による入札
 - 5) その他入札条件に違反した者の入札
- (6) 開札は、公告の日時場所で行われる。開札の際には、入札者の面前において市吏員立会いのうえ、行うものとする。
- ただし、この場合入札者は、開札に立会わないことを理由に異議を申立てすることができない。
- (7) 開札前に売却を取消し又は、事務の都合により売却を中止し、若しくは延期した場合においても、市は入札者に対し、費用その他一切の責任を負わないものとする。
- (8) 落札者決定の手続きは、次に定めるところによる。
- 1) 予定価格（最低売払価格）以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。
 - 2) 落札となるべき同額の入札をしたものが2名以上あるときは、くじをもって落札者を決定する。
- (9) 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者については、契約保証金を納付してから還付する。
- (10) 落札者が落札の取消しを求め又は、指定の期日までに売却代金を納付しないときは、その落札者を取消し保証金は違約金として没収する。
- (11) 売却物件の引き渡しを受けたときは、受領書を提出しなければならない。
13. 落札者において必要となる費用
- (1) 契約書に貼付する印紙代
 - (2) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等は全て落札者の負担とする。
14. この要項に定めのない事項は、黒石市契約規則を準用する。

以 上

黒石市長 高 樋 憲